

## 生産緑地地区の指定に係る面積要件の引き下げについて

〈背景〉 国の動き

都市農業振興基本法の制定（H27.4）

都市農業振興基本計画（H28.5.13 閣議決定）

⇒ 都市農地の位置づけを、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ大きく転換し、計画的に農地を保全



都市緑地法、都市計画法、生産緑地法の改正

生産緑地法の改正（H29.5 改正、H29.6.15 施行）

- 生産緑地地区の一律 500 m<sup>2</sup>の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能となった。（300 m<sup>2</sup>を下限）

➡ 「小牧市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（平成 31 年 4 月 1 日施行）」を 3 月 27 日に公布予定

- 都市計画に生産緑地地区として定めることができる一団のもの区域の規模を、300 m<sup>2</sup>以上とする。（従前 500 m<sup>2</sup>以上）

#### 1. 条例制定の目的

市街化区域内の農地については、農産物を供給するだけでなく、雨水の保水、出水調整など都市の水循環を担うほか防災や良好な景観の形成といった機能を持つことから、一層の維持・保全を図るため、生産緑地地区の指定にかかる面積要件を引き下げる。

#### 2. 面積要件の引き下げによる効果

隣接する農地が相続等により生産緑地が解除され、一団としての面積要件を満たさなくなり、営農意思があるにもかかわらず生産緑地の指定が解除される、いわゆる道連れ解除の救済を図ることができる。

#### 3. 県内他市町の条例制定状況

平成 31 年 2 月時点で、名古屋市と一宮市の 2 市が条例を制定

#### 4. 追加（新規）指定の検討

平成 4 年 12 月の生産緑地地区の当初指定以降の追加指定については、国や県の考え方のもと、これまで限定的に行ってきたが、上記の国での動き等を踏まえ、今後追加指定要件の緩和を検討。